

## 教職員能力開発拠点専門人材の認定基準

教職員能力開発拠点専門人材の認定基準は、次のとおりとする。

1. 当該領域に関する業務に強い意欲や展望を有していること。
2. 当該領域に関する業務に必要な資質・能力を備えていること。
3. 次のいずれかの研修を受講し、修了していること。又は、修了した者と同等の能力があると認められること。
  - (1) 教職員能力開発拠点が主催する当該領域の専門人材養成研修
  - (2) 教職員能力開発拠点が共催、後援等で関係する当該領域の専門人材養成研修
4. 次のいずれかの業務経験等を有すること。
  - (1) ファカルティ・ディベロップメント、カリキュラム・コーディネート、インスティテューショナル・リサーチ又はアカデミック・アドバイジングの領域については、所属組織において当該領域に関する1年以上の業務経験を有すること。
  - (2) スタッフ・ディベロップメントの領域については、申請時までに2回以上の教職員対象の研修の講師経験があること。